



## 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号(制定の場合、仮の番号) | JIS案の名称   | JIS案の英文名称   | 制定する理由(必要性)   | 期待効果   | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称      | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)         | 選定基準2(JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3(産業標準化の利点・欠点)              | 選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5(市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|------------------|---|---|---|--|---|---------------|---------------------|-----------------|---------------------------------|----------------------|---------------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C60695-1<br>-21  | 火災危険性試験－電気・電子－第1－21部:電気・電子製品の火災危険性評価指針－着火性－試験方法の概要及び妥当性 | Fire hazard testing - Part 1-21: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Ignitability - Summary and relevance of test methods | 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群(火災危険性試験－電気・電子－第2-X部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法)などの国際整合された規格は存在するが、製品、材料等の着火性に関する試験方法についてのJISは確立されていない。着火性試験方法についてはIEC/TC89(火災危険性試験)において、着火性に関する試験方法の概要及び電気・電子製品に対するその試験方法の妥当性に関する国際規格がIEC 60695-1-21として2016年に制定されており、製品設計における試験方法として非常に有用なものとなっている。このような状況から、我が国においても国内の設計者に対して共通試験方法の普及を図ることは有益であり、電気・電子製品の使用者のより安全性を確保するためにも、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。  | この規格の制定によって、国際的に認知された製品、材料等の着火性試験方法に則って、電気・電子製品を設計・製造することによって生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。        | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・公開されている試験方法の概要<br>・加熱空気又は電気加熱を使用した試験<br>・ふく(幅)射熱を用いた試験<br>・酸素指數試験<br>・グロー/ホットワイヤーベースの試験方法<br>・火炎試験<br>・電気アーケを使用した試験 | －             | IEC 60695-1-21:2016 | IDT             | 第2条の該当号:4(試験方法)<br>対象事項:電気・電子製品 | 法律の目的に適合している。        | 利点:<br>ア、カ<br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                          | 国際標準をJIS化するもの        | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2026年1月 |
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C60695-6<br>-2   | 火災危険性試験－電気・電子－第6－2部:煙の遮光－試験方法の概要及び妥当性                   | Fire hazard testing - Part 6-2: Smoke obscuration - Summary and relevance of test methods   | 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群(火災危険性試験－電気・電子－第2-X部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法)などの国際整合された規格は存在するが、製品、材料等が着火した際の煙による遮光又は煙による視界低下に関する試験方法についてのJISは確立されていない。このような試験方法はIEC規格としては存在している。一方、煙の遮光についてはIEC/TC89(火災危険性試験)において、視界低下に関する試験方法の概要及びIEC等の各種試験方法における視界低下の試験方法の電気・電子製品に対する適用性に関する国際規格がIEC 60695-6-2として2018年に制定されており、製品設計における試験方法に関する指針として非常に有用なものとなっている。このような状況から、我が国においても国内の設計者に対して共通試験方法の普及を図ることは有益であり、電気・電子製品の使用者のより安全性を確保するためにも、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。 | この規格の制定によって、国際的に認知された煙の遮光、煙による視界低下に関する試験方法に則って、電気・電子製品を設計・製造することによって生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・試験方法の種類<br>・試験片の種類<br>・公開された静的試験方法<br>・公開された動的試験方法<br>・グロー/ホットワイヤーベースの試験方法  | －             | IEC695-6-2:2018     | IDT             | 第2条の該当号:4(試験方法)<br>対象事項:電気・電子製品 | 法律の目的に適合している。        | 利点:<br>ア、カ<br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                          | 国際標準をJIS化するもの        | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2026年1月 |

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号(制定の場合、仮の番号) | JIS案の名称  | JIS案の英文名称   | 制定する理由(必要性)  | 期待効果   | 規定項目又は改正点   | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称     | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)                    | 選定基準2(JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3(産業標準化の利点・欠点)            | 選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5(市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会(WG)        | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|------------------|--|---|--|--|---|---------------|--------------------|-----------------|--|----------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C62246-4         | リードスイッチャー第4部:磁石を利用した磁気センシングデバイス                      | Reed switches - Part 4: Application in conjunction with Magnetic Actuator used for Magnetic Sensing Devices   | 磁気センシングデバイスは、使用される分野・機能が多岐にわたっており、輸送機類(航空機など)・機械類(自動化設備など)・家電製品などの危険な動きから人や環境を保護するという目的がある。この目的のため、我が国が主導しIEC 62246規格群の一つとして、"磁石を利用した磁気センシングデバイス"の形式試験の試験方法・判定基準、及び製品を制御システムに適用する場合の追加要求事項等、明確化・相互理解の促進に寄与する。また、輸送機類・機械類・家電製品などの危険な動きに対する人の安全性確保・環境保全にも寄与する。さらに、国際規格との整合を図ることにより、国際貿易の円滑化等に寄与することが期待できる。   | この制定によって、"磁石を利用した磁気センシングデバイス"の形式試験の試験方法・判定基準、及び製品を制御システムに適用する場合の追加要求事項等、明確化・相互理解の促進に寄与する。また、輸送機類・機械類・家電製品などの危険な動きに対する人の安全性確保・環境保全にも寄与する。さらに、国際規格との整合を図ることにより、国際貿易の円滑化等に寄与することが期待できる。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>1. 適用範囲<br>2. 引用規格<br>3. 用語及び定義<br>4. 影響量<br>5. 定格値<br>6. 品種<br>7. 試験の一般的規定<br>8. 文書及びマーキング<br>9. 試験及び測定方法  | -             | IEC 62246-4:2023   | IDT             | 第2条の該当号: 1(種類、性能)<br>対象事項: リードスイッチ形磁気近接センサ | 法律の目的に適合している。        | 利点: ア、ウ、カ、キ<br>欠点: いずれも該当しない。 |                          | 国際規格をJIS化するもの        | 一般社団法人日本電気制御技術工業会のWG | 2026年1月 |
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C62868-2-4       | 一般照明用有機EL(OLED)光源ー安全仕様ー第2ー4部:OLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項 | Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting Safety-Part 2-4: Particular requirements for safety- Rigid OLED tiles and panels | この規格は、120 V以下のリップルなし直流電源を使用する、屋内及び類似の一般照明用有機EL(OLED)光源のOLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項について規定するものである。OLED光源に関する国際規格については、OLED技術の進化・製品の市場投入に伴い、一般要求事項を規定するIEC 62868-1が2020年に制定され、また、OLEDモジュール、OLEDパネル及びタイルなど個別要求事項を規定するIEC 62868-2規格群が併せて開発されている。このうち、OLEDパネル及びタイルについては、2021年にIEC62868-2-3(フレキシブルOLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項)が、また、2025年にはIEC62868-2-4(OLEDパネル及びタイルに関する安全性要求事項)がそれぞれ制定された。近年の我が国の市場におけるOLEDパネル及びタイルの技術開発や普及拡大の実態を踏まえると、現状のOLED光源の普及段階から国際規格と整合し、最新技術に対応したOLEDパネル及びタイルの安全性確保及び品質向上などを図るために標準化が必要であることから、JISを制定する必要がある。 | この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られ、輸出入における技術的な障壁を緩和でき、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、有機EL照明の普及段階から、最新技術に対応した製品の生産及び供給がなされ、消費者保護及び安全性確保に寄与することが期待できる。   | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・一般<br>・表示<br>・構造<br>・機械的強度<br>・故障状態<br>・絶縁抵抗及び耐電圧<br>・熱応力<br>・沿面距離及び空間距離<br>・耐熱性及び耐火性<br>・光生物学的安全性<br>・端子<br>・照明器具設計のための情報<br>・活電部への偶発的な接触に対する保護<br>・ねじ、通電部および接続部<br>・耐腐食性<br>・保護接地に関する規定 | -             | IEC 62868-2-4:2025 | MOD             | 第2条の該当号: 1(種類、構造、品質)<br>対象事項: OLEDパネル及びタイル | 法律の目的に適合している。        | 利点: ア、オ<br>欠点: いずれも該当しない。     |                          | 国際標準をJIS化するもの        | 一般社団法人日本照明工業会のWG     | 2026年1月 |

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号     | JIS案の名称  | JIS案の英文名称  | 改正する理由(必要性)   | 期待効果   | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称               | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)                     | 選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)         | 選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5 (市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|----------|--|--|---|--|--|---------------|------------------------------|-----------------|--|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C9318    | 抵抗溶接機用水冷二次ケーブル<br>(現行名称:ポータブル・スポット溶接機用水冷二次ケーブル)                                      | Resistance welding equipment - Water-cooled secondary connection cables<br>(現行名称:Water-cooled secondary cables for portable spot welding machines) | この規格は、ポータブル・トランスとポータブル・ガンとを接続するために使用するローラクタンス及び単線往復式の水冷二次ケーブルについて規定したもので、ポータブル溶接機及びロボット溶接機を対象としている。昨今のロボット溶接機は、水冷二次ケーブルを使用しなくなつておらず、また、対応国際規格もISO 8205の規格群を統合したISO 8205が2021年に制定されたところである。これらのことから、対応国際規格の構成に整合させ、併せて現状の実態に即して、試験方法及びその合否判定を見直すため、改正する必要がある。                      | この規格を改正することで、今後、輸入拡大などが見込まれ、海外製品の国内流通において、品質が確保でき、ポータブル溶接機の使用時に、火災の防止などに役立つことが期待できる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・対応国際規格の規格群が一つの規格に統合されたため、その規格の構成に合わせる。<br>・ケーブル名称の用語を、流通形態にあわせて修正する。<br>・機械的の要求事項に関する試験において合否を明確にするため、合否判定を追加する。<br>・ロボット溶接機の耐久性試験を行っていたが、昨今のロボット溶接機は水冷二次ケーブルを使用しなくなつたため、規定から削除し、参考として附属書に示す。  | -             | ISO 8205:2021                | MOD             | 第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能)<br>対象事項: 水冷二次ケーブル | 法律の目的に適合している。         | 利点: ア、キ<br>欠点: いずれも該当しない。   |                           | 国際標準をJIS化するもの         | 一般社団法人日本溶接協会のWG | 2026年1月 |
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C60664-1 | 低圧系統内機器の絶縁協調<br>-第1部:基本原則、要求事項及び試験(追補)<br>(現行名称:低電圧電力システム内装置用絶縁協調-第1部:基本原則、要求事項及び試験) | Insulation coordination for equipment within low-voltage supply systems - Part 1: Principles, requirements and tests                               | この規格は、低電圧電力システム内装置用の絶縁協調を規定している基本安全規格としてIEC 60664-1:2020を基に2023年に改正されたもので、多くの製品安全規格に引用されている。基礎として用いた対応国際規格では、昨今の技術の進歩に対応するために、2025年5月に、過渡過電圧レベルの減衰の規定、主電源から直接給電される装置の規定などの変更、特別な対策を必要とする装置についての規定の追加などを含むAMD.1が発行された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。 | この改正による試験手順、試験の適用などの明確化によって、品質の改善、研究開発活動の基盤形成に寄与し、さらに、安全性確保に寄与することが期待される。            | 主な改正点は、次のとおり。<br>・「過渡過電圧レベルの減衰」において、製品規格が過渡過電圧を制限する手段の寿命を考慮することを、要求事項として追加する。<br>・「主電源から直接給電される装置」において、製品規格が、この箇所の説明に基づいて過電圧カテゴリを規定することから、Uimpを定義する際にこの箇所の説明を考慮することへ要求事項を変更する。<br>・過電圧カテゴリに向かに設計されている機器が、電気設備への接続を意図している場合についての要求事項を、「特別な対策を必要とする装置」の細分箇条として追加する。<br>・「空間距離の検証」の「一般事項」において、インパルス電圧試験の適用についての記載を整理して変更する。 | -             | IEC 60664-1:2020, Amd.1:2025 | IDT             | 第2条の該当号: 1(品質、性能)<br>対象事項: 低圧系統内機器           | 法律の目的に適合している。         | 利点: ア、エ、カ<br>欠点: いずれも該当しない。 |                           | 国際規格をJIS化するもの         | 一般社団法人電気学会のWG   | 2026年1月 |

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号     | JIS案の名称                                 | JIS案の英文名称  | 改正する理由(必要性)  | 期待効果  | 規定項目又は改正点  | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称             | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)                        | 選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)               | 選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5 (市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会(WG)    | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|----------|---|--|--|---|--|---------------|----------------------------|-----------------|---|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------|------------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C62868-1 | 一般照明用有機EL(OLED)光源－安全仕様－第1部:一般要求事項及び試験方法 | Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting Safety-Part 1: General requirements and tests | この規格は、入力電圧が1000V以下の直流電源又は1000V以下の50Hz若しくは60Hzの交流電源に使用する、屋内用途の一般照明用有機EL(OLED)光源の安全に関する一般要求事項及び試験方法を規定したものであり、2020年に制定された。その後、当該機器に関連する国際規格では、OLED技術の進化及び市場での製品普及の実態を踏まえて、2025年に、OLED光源の個別規格であるIEC 62868-2-1(制御装置一部内蔵形OLEDモジュール)、IEC 62868-2-2(制御装置内蔵形OLEDモジュール)及びIEC 62868-2-3(フレキシブルOLEDパネル及びOLEDタイル)が改訂され、また、新たにIEC 62868-2-4(OLEDパネル及びOLEDタイル)が制定された。こうした中で、対応国際規格であるIEC 62868-1も一般要求事項と個別要求事項との規格体系の整理及び明確化のため、適用範囲、表示、安全項目などの一般要求事項が改訂された。このような状況から、最新技術への対応、一層の安全確保及び国際規格との整合を図るために、この規格を改正する必要がある。 | この規格を改正することによって、国際規格との整合が図られ、輸出入における技術的な障壁を緩和でき、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、有機EL照明の普及段階から、最新の技術に対応した製品の生産及び供給がなされ、消費者保護及び安全性確保に寄与することが期待できる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・適用範囲において、個別要求事項との関係を明確にするために、OLED光源のタイル、パネル、モジュール及びランプを対象とする一般要求事項であることを明記する。<br>・用語及び定義において、“器具一体形OLEDモジュール”、“器具組込み形OLEDモジュール”などについて、一般要求事項を規定するに適した定義に改める。<br>・表示の耐久性及び判読性において、判定基準である目視検査の内容を明確にするため、具体的な確認項目に改める。<br>・各個別規格における共通の要求事項(“過入力状態の試験項目である入力安定性試験”、“充電部への偶発的な接触に対する保護”、“ねじ、通電部及び接続部”、“耐腐食性”及び“保護接地”)を追加し、一般要求事項について規定するこの規格と個別規格との関係を明確化する。 | -             | IEC 62868-1:2020+AMD1:2025 | MOD             | 第2条の該当号: 1(種類、構造、品質)<br>対象事項: 一般照明用有機EL(OLED)光源 | 法律の目的に適合している。         | 利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ<br>欠点: いずれも該当しない。 |                           | 国際標準をJIS化するもの         | 一般社団法人日本照明工業会のWG | 2026年1月 |